（運転経歴証明書の再交付の申請）

第三十条の十三　運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

一　運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき。

二　前条第一項の規定による届出をしたとき。

三　運転経歴証明書の備考欄に前条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。

四　運転経歴証明書に表示されている写真を変更しようとするとき。

五　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

2　前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる書類）を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

［一・二　略］

第三十一条の三　法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
［略］	
法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。	一　通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別） 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 四　通知をした年月日
法第百四条の四第六項（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付したとき。	一　運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別 二　運転経歴証明書の交付を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 三　運転経歴証明書の交付年月日
［略］	

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　略］

5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一　技能教習については、次のとおりとする。

［イ～ト　略］

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第三十条の十三　運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

［各号を加える。］

2　前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

［一・二　同上］

第三十一条の三　［同上］

報告する場合	事項
［同上］	
法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。	一　通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別） 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 四　通知をした年月日
［項を加える。］	
［同上］	

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］